

敏ちゃん 明ちゃんと学ぼう 道路交通法



敏ちゃん

駐車禁止場所だけど、業務ですしね。何かあったとき、いつでも動かせるよう僕が残ります。15分位なら「停車」でしょう。大丈夫ですよ。駐車違反にはなりません！

☆問題：水利調査業務のため、しばらくの間『駐車禁止場所』に車両を停めたい。機関員が乗ってるから停めてても良いよね？



明ちゃん

ダメダメ！それ、駐車違反ですよ!!
継続的に停止する意がある場合は「停車」ではなく「駐車」です。

当たり前のことですが、消防車両にも道路交通法が適用されます。
緊急用務遂行時(現場活動時)に限って、優先通行や禁止場所での駐停車が認められているだけ!! お間違えの無いように！

ちなみに、水利調査や立入検査などの業務は緊急用務には該当しませんので、ご注意ください。

★解説

◆駐車とは、継続的に停止すること または 停止中に運転者とその車両を離れて直ちに運転できないこと(道路交通法第2条第1項第18号)

①継続的に停止すること

客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)

②停止中に運転者が車両を離れて直ちに運転できないこと

車両が停止し、かつ、車両の運転者とその車両を離れて直ちに運転することができない状態

➔継続的な停止とは、時間の長短だけでなく、継続的な停止の意思をもって停止したかどうかも含め、具体的状況に応じ判断されます。また、直ちに運転できる状態にあればどれだけ停止していても駐車にならないのではと疑問が生じますが、理由のない継続的停止はありえないので、継続的停止の意思が立証されれば駐車となると考えられます。

■駐車方法の一例

- ・ 駐車禁止場所でないことを確認
- ・ 駐車する車両の右側に3.5m以上の余地があることを確認
- ・ 路側帯のない道路、75cm以下の路側帯、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯のとき、道路の左側端に沿って駐車する
- ・ 路側帯が75cm以上の幅があるとき、路側帯に入り左側に75cmの余地をとる

@敏ちゃん、明ちゃんは大阪市北消防署のマスコットキャラクターです。